

岡山市地域共生社会推進計画（地域福祉計画）第2次改訂版（案）について

1 計画（素案）へのパブリックコメント結果について

- (1) 募集期間 令和5年12月1日（金）～令和6年1月4日（木）まで
 (2) 提出意見 意見数3件（1人）

意見区分	意見要旨	計画（案）での対応状況等	計画頁
1 再犯防止・更生支援に関する意見	再犯防止は、息の長い支援が必要であるため、一般的に刑務所や少年院を指す「矯正分野」という表現ではなく、保護観察所を含む「刑事司法の関係機関」としてほしい。 また、矯正施設等という表現は市民に分かりづらいため「保護観察所」を加えてほしい。	ご意見の主旨、また、他の箇所との表記の統一を踏まえ、「矯正施設、保護観察所等」に修正しています。 「刑事司法の関係機関」という表現では対象が分かりづらいため、具体的な関係機関を記載しています。【福祉援護課】	38 43
2 生涯現役社会づくりに関する意見	刑期を終えて出所した人が、再び社会の一員として円滑な生活が営めるよう、周囲の理解と協力による就労支援の対象者に「刑余者」を明記してほしい。	支援が必要な「刑余者」は、「高齢者・障害者・生活困窮者・ひとり親家庭の人など」に含まれており、「刑余者」に対しても、関係機関と連携しながら就労支援を行っていくこととしています。【福祉援護課】	44

2 第3回保健福祉政策審議会での審議を踏まえた修正事項について

意見区分	意見要旨	計画（案）での対応状況等	計画頁
1 ACP 人生会議に関する意見	ACP 人生会議の記載の中で「人生の最終段階において本人や家族が希望する医療やケアが受けられるよう話し合う」とあるが、あくまでも「本人」の意味ではないか。	ACP 人生会議における家族の関わり方について、「本人が希望する医療やケアが受けられるよう家族や医療・介護の専門職等と繰り返し話し合う」という文言に修正しています。【医療政策推進課】	40
2 成年後見制度に関する意見	成年後見制度の推進について、法人後見の担い手についても触れる必要があるのではないか。	国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の方向性も踏まえ、「市民後見人を活用した法人後見支援の推進」を新たに追記しています。【福祉援護課】	43

なお、計画（案）は、令和5年11月公表の（素案）から一部グラフの時点更新の修正及び軽微な文言修正を反映した内容となっています。